

平成25年度
高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会
第1回運営委員会

日時：平成25年7月26日(金)10:00～12:00

場所：工業技術センター 5階 第3研修室

会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 協議会委員の改選（任期2年）について・・・資料1

(2) 平成24年度の振り返りについて・・・資料2

(3) 木質ペレットの需給状況について・・・資料3

(4) 木質バイオマス発電について・・・資料4

(5) 燃焼灰の処理・再生利用について・・・資料5

(6) 平成25年度の年間予定について・・・資料6

(7) 勉強会（10月）について・・・資料7

(8) その他

4 閉 会

木質バイオマスエネルギー利用促進協議会 H25委員

資料1-1

WG		H23 ~ H24		H25 ~ H26	
検討課題	部門	所属	職・氏名	所属	備考
供給	「ペレット、チップ、薪等バイオマス燃料の品質・供給量確保について」	森林組合等 (木材供給事業者)	事業部部长 相良 康麿	高知県森林組合連合会	副参事 相良 康麿
		燃料製造事業者 (ペレット、チップ、薪)	参事 中越 薫 専務取締役 筑後 辰夫 代表取締役 安岡 浩史 専務取締役 中川 雄二	梶原町森林組合 丸和林业(株) (有)安岡重機 (株)土佐テック	総務課長 下村 昌彦 専務取締役 筑後 辰夫 代表取締役 安岡 浩史 専務取締役 中川 雄二
利用	「木質バイオマスの配送及び燃焼灰処理・再生利用等の仕組みづくりに向けた情報交換」	流通・燃料販売	農業機械課長 西内 高太郎	JA全農こうち	燃料課長 國光 俊三
		利用者(農業・その他)	代表取締役 小松 建紀 社長付 福田 雄治 代表取締役 森澤 良水 課長 野川 哲男	(株)アクテス (株)相愛 望月製紙(株) 安芸市農林課	代表取締役 小松 建紀 社長付 福田 雄治 代表取締役 森澤 良水 監査 松村 勝喜
学識経験者			特任教授 松村 勝喜 准教授 中澤 純治 所長 今西 隆男 松岡 良昭	(一社)高知県木材協会 高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門 森林技術センター (財)高知県産業振興センター 高知県オプセットクレジット 普及検証アドバイザー	専務理事 松岡 良昭 准教授 中澤 純治 所長 今西 隆男



H25 ~ H26		H25 ~ H26	
所属	職・氏名	所属	備考
高知県森林組合連合会	副参事 相良 康麿	高知県森林組合連合会	
梶原町森林組合	総務課長 下村 昌彦	梶原町森林組合	
丸和林业(株)	専務取締役 筑後 辰夫	丸和林业(株)	
(有)安岡重機	代表取締役 安岡 浩史	(有)安岡重機	
(株)土佐テック	専務取締役 中川 雄二	(株)土佐テック	
JA全農こうち	燃料課長 國光 俊三	JA全農こうち	
(株)アクテス	代表取締役 小松 建紀	(株)アクテス	
(株)相愛	社長付 福田 雄治	(株)相愛	
望月製紙(株)	代表取締役 森澤 良水	望月製紙(株)	
(株)グリーンエネルギー研究所	監査 松村 勝喜	(株)グリーンエネルギー研究所	
(一社)高知県木材協会	専務理事 松岡 良昭	(一社)高知県木材協会	
高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	准教授 中澤 純治	高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	
森林技術センター	所長 今西 隆男	森林技術センター	

高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会規約

(目的)

第1条 高知県産木質バイオマスエネルギーの利用を拡大することにより、地域環境の保全と産業の振興をはかることを目的として、課題を出し合い、対応策を協議するため、「高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 木質バイオマスエネルギーの供給に関する事項
- (2) 木質バイオマスエネルギーの利用に関する事項
- (3) 木質バイオマスエネルギーの経済性確立に関する事項
- (4) その他県内の木質バイオマスエネルギーに関する事項

(部会の設置)

第3条 協議会内には供給部会と利用部会を設置する。

(委員及び組織)

第4条 協議会の委員は、供給部会と利用部会から選出されたそれぞれ5名以内の幹事に加え、学識経験者数名をもって構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。

(会長及び副会長の選任)

第6条 協議会には、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は協議会を代表し、協議会の会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長の職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の招集は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、高知県林業振興・環境部木材産業課で行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮り定める。

附則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

平成 24 年度木質バイオマスエネルギー利用促進協議会開催実績

	供 給	利 用
第 1 回 運営委員会 (6月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ■協議会委員の追加について ■H23 年度の振り返りについて ■燃焼灰処理・再生利用について ■木質ペレットの供給体制について ■H24 年度の年間予定について ■その他 木質バイオマス発電について 	
第 1 回 利用促進協議会 (7月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ■協議会委員の追加について ■H23 年度の振り返りについて ■燃焼灰の取り組みの仕組みづくりについて ■木質ペレットの供給体制について ■H24 年度の年間予定について ■その他 木質バイオマス発電について 	
勉強会の開催 (9月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ■木質バイオマスエネルギー地域利用の促進について 講師：(株) 森のエネルギー研究所 チーフアナライザー 小出 理博 氏 ■木質バイオマスボイラーの利用について 講師：(株) 東洋トピナ高知支店 下元 一郎 氏 ■木質バイオマスの利用が高知県経済にもたらす経済効果 講師：高知大学教育研究部総合科学系地域協働教育学部門 准教授 中澤 純治 氏 	
第 2 回 運営委員会 (1 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ■H24 年度の取り組み状況について ■木質ペレットの需給見込みについて ■木質ペレットの品質規格について ■燃焼灰取り扱いの見通しについて ■木質バイオマス発電について ■平成 2 5 年度予算等について ■その他 運営委員の改選について 	
第 2 回 利用促進協議会 (2月12日)	<ul style="list-style-type: none"> ■H24 年度の取り組み状況について ■木質ペレットの需給見込みについて ■木質ペレットの品質規格について ■燃焼灰取り扱いの見通しについて ■木質バイオマス発電について ■平成 2 5 年度予算等について ■その他 運営委員の改選について 	

木質バイオマスボイラーの導入状況及び木質ペレット需給実績

1 木質バイオマスボイラーの導入状況

① H24年度末(繰越13台含む) 173台

業種別内訳	台数	燃料別内訳	台数
園芸施設	142	木質ペレット	161
冷暖房施設	8	チップ	2
温泉施設	11	おが粉	5
その他	12	薪	5

2 H24年度の木質ペレット需給状況

① H23年度実績

	県内産ペレット	県外産ペレット	計
数量t	2,493	2,703	5,196

※県内産ペレット自給率 48%

② H24年度実績

	県内産ペレット	県外産ペレット	計
数量t	2,107	3,978	6,085

※県内産ペレット自給率 35%

③ H25年度需給見込み

	県内産ペレット	県外産ペレット	計
数量t	3,000	4,000	7,000

※県内産ペレット自給率 43%

※H25年度需要見込み(最大): H24需要量 + H24繰越13台(300t) + H25現年33台(628t)

木質バイオマス施設整備事業（予算額3,480,309千円）木材産業課

資料4-1

現状

- 県内人工林の年間成長量約300万m³
- 平成23年度の県内素材生産量約50万m³
- 大型製材工場の稼働にあわせて、県内素材生産量を72万m³まで増産することを目標に設定

課題

- 小径木や曲がり材など低質材の活用先の確保
- 発電施設の整備には多額の初期投資が必要
- 間伐材等未利用材100%の専焼は事例が無く、安定的な稼働までにはリソースがある

基本的な考え方

◆大型製材工場の稼働とあわせて木質バイオマス発電を事業化することで木材の付加価値を高め、森林資源を余すことなく活用し、林業における雇用の場の確保や木材価格の安定化に繋げる



事業内容（2施設分）

- 送電規模：10,800kw
- 木質チップ年間使用量：約172,000t
- 直接雇用：約42人
- 稼働予定：平成27年度

県内への波及効果

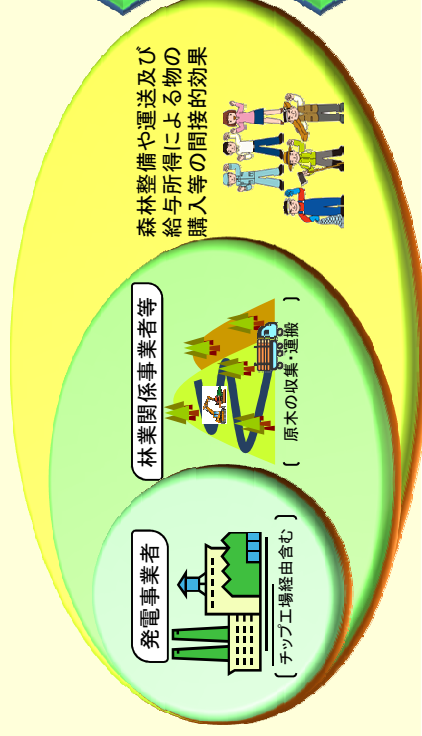
（1施設での試算）

● 林業に対する効果

- ・ これままで利用されなかった小径木や曲がり材など低質材の活用先の拡大
- ・ 電力の固定価格買い取り制度を活用する事により、経済動向による木材価格への影響が少なく、木材価格の底支えに繋がる



● 経済波及・雇用誘発の効果



全体の経済波及効果（年間）

約1,249百万円

全体の雇用誘発効果（年間）

約142人

木質バイオマス施設の整備事業の概要(予算作成時点)

資料4-2

事業体名	土佐グリーンパワー(株)(高知市)	(株)グリーンエネルギー研究所(宿毛市)
会社の設立	平成25年1月23日	平成24年7月30日
施設内容	年間送電量 約3,600万kwh 送電規模 5,000kw	年間送電量 約4,400万kwh 送電規模 5,800kw 木質ペレット年間生産量 約5,000トン
事業費	約37億円	約42億5千万円 (発電施設、木質ペレット製造施設)
木質チップ等の年間使用量	約74,000トン	発電用 約93,000トン 木質ペレット用 約10,200トン

環廃産発第 1306282 号
平成 25 年 6 月 28 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、バイオマス資源の焼却灰に係る解釈の明確化等のため平成 25 年 6 月中に措置を講ずることとされたところである。これを受け、今般、下記の通り解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物に該当する物は、当該物の再生行為を含め、法による適切な管理下に置くことが必要である。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰について

専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを原料として製造された木質ペレット又は木質チップについて、それらを燃焼させて生じた焼却灰の中には、物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案した結果、不要物とは判断されず畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されている例もある。このような、木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰（塗料や薬剤を含む若しくはそのおそれのある廃木材又は当該廃木材を原料として製造したペレット又はチップと混焼して生じた焼却灰を除く。）のうち、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない焼却灰は、産業廃棄物に該当しないものである。

2 全国統一相談窓口の設置について

1で述べた焼却灰が産業廃棄物に該当するか否かについて事業者等が行政庁に相談する場合は、許可権者である各都道府県・政令市に相談する必要があるが、必要に応じて事業者等が環境省にも相談できるよう、以下のとおり全国統一相談窓口を設置した。複数の都道府県・政令市が関係する事案であって当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等には、本相談窓口の活用を促されたい。また、全国統一相談窓口で相談があった事案について、関係する都道府県・政令市に照会する場合があるので、その際是对応願いたい。

【全国統一相談窓口】

産業廃棄物課規制係（電話：03-5521-9274）

平成 25 年度木質バイオマスエネルギー利用促進協議会開催予定(案)

〔H25 の主な検討課題〕

- ペレット、チップ、薪等木質バイオマス燃料の安定供給体制強化と品質確保
- 地域循環システム等による利用現場の効率的な運営
- 燃焼灰の適正処理及び再生利用の推進
- 木質バイオマス発電の推進
- 協議会推進体制の強化

開催時期	議 事 ・ 内 容 等
第1回 運営委員会(7月) 利用促進協議会(8月)	<ul style="list-style-type: none"> ■協議会委員の改選(任期2年) ■H24年度の振り返り ■木質ペレットの需給状況について ■木質バイオマス発電について ■燃焼灰処理・再生利用について ■H25年度の年間予定について ■勉強会(10月)について
勉強会の開催(10月)	<ul style="list-style-type: none"> ■木質バイオマスの地域利用推進のための勉強会 <ul style="list-style-type: none"> …木質バイオマスエネルギー利用促進協議会「出張セミナー」(※運営委員会で協議) ・専門家による木質バイオマス関連政策などの紹介 ・木質バイオマス導入関連の補助金の紹介 ・木質バイオマス導入施設の事例の紹介 ・相談窓口の紹介 など
第2回 運営委員会(1月) 利用促進協議会(2月)	<ul style="list-style-type: none"> ■H25年度の取り組み状況について ■木質ペレットの需給状況について ■木質バイオマス発電の進捗状況について ■燃焼灰処理・再生利用について ■平成26年度予算等について ■今後の協議会の体制等について

「木質バイオマスの地域利用推進のための勉強会（10月）」開催案

1. これまでの開催実績

〔平成 23 年度〕

○日時：平成 23 年 11 月 22 日(火) 13:30~16:00

○場所：香美市基幹集落センター、保健福祉センター

○内容 ◆グリーン熱証書の取り組み及び排出権取引の状況等について

(株)森のエネルギー研究所 小出 理博 氏

◆木質ボイラーを核とする地域熱供給について

フォーベルト・クラムラー 氏

〔平成 24 年度〕

○日時：平成 24 年 9 月 18 日(火) 13:30~16:30

○場所：高知県立ふくし交流プラザ

○内容 ◆木質バイオマスエネルギー地域利用の促進について

(株)森のエネルギー研究所 小出 理博 氏

◆木質バイオマスボイラーの利用について

(株)東洋トピナ 下元 一朗 氏

◆木質バイオマスの利用が高知県経済にもたらす経済効果

高知大学教育研究部総合科学系地域協働教育学部門 中澤 純治 氏

2. 平成 25 年度開催案

○開催時期：10 月中旬

○場所：未定

○内容

◆木質バイオマスエネルギー利用推進協議会 出張セミナー

①目的…「地域における木質バイオマス関連施設の導入促進」

「木質バイオマスエネルギーの利活用を検討している事業者への相談窓口のPR」

②全国 2 箇所で開催予定

③予定している内容

- ・木質バイオマス関連政策の紹介
- ・木質バイオマス導入関連事例の紹介
- ・木質バイオマス導入関連補助金の紹介
- ・このほか、「相談窓口の紹介」「技術者派遣の紹介」など

④林野庁補助事業『木質バイオマス利用支援体制構築事業』を活用

- ・木質バイオマス発電や熱利用、電熱併給など木質バイオマスエネルギーの利活用を検討している事業者の問題や課題についての相談・サポート
- ・必要に応じて、学識経験者、発電事業者やメーカーなどの専門家・技術者を現地に派遣し取組を支援

※「木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」

- ・H24 年 7 月設立 会長：熊崎 実 筑波大学名誉教授
- ・木質バイオマスエネルギー利用の推進について、戦略的かつ総合的に協議する場
- ・事務局：(社)日本木質ペレット協会